

2020年 10月 20日

No. 528



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



コロナ禍の調査、「滞在時間は最小限」の意味

国税庁はこのほど、「国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について」として、窓口業務や調査・徴収事務における感染防止策をまとめ公表しました。

国税局(所)・税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職員一人ひとりが感染防止の3つの基本である、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを徹底し、業務運営に当たっても「3密(密集、密接、密閉)」を避ける等の「新しい生活様式」に基づく各種の感染防止策を徹底しているとしています。

窓口業務においては、人との間隔を1～2メートル空ける、会話の際は可能な限り真正面を避ける、執務中のマスクの着用の徹底、手洗い(手指消毒)の徹底、毎朝の体温測定と咳・発熱等の有無の確認(発熱等の風邪症状のある者は事務に従事しない)、総合窓口周辺の窓や扉を開け定期的に換気、日々の窓口カウンターや面接ブースの消毒、等を徹底しているといえます。

また、調査・徴収事務における感染防止策についても別枠で示しています。それによると、調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ赴く前に、検温の実施、手洗い(手指消毒)の実施、咳・発熱等の有無の再確認等の感染防止策を行い、管理者の確認を受けることとしています。

そして出張先(調査や徴収の訪問先)では、納税者等の協力を得た上で、1)マスクの着用の徹底(納税者等にも協力を依頼)、2)応対時には一定程度の距離を保ち、会話の際は可能な限り真正面を避ける、3)窓や扉を開け定期的に換気、4)職員の人数や滞在する時間を可能な限り最小限にする、等の感染防止策を行っているといえます。

ここで4)の「職員の人数や滞在する時間を可能な限り最小限にする」が気になるところですが、決して調査が甘くなるというわけではないので注意が必要です。元国税調査官によりますと「実地調査の時間を最小限にするということは、事前の机上調査等で相当調べ尽くしているということ、ごまかしは全くきかないと思っておいた方がいい」といいます。

コロナ禍における税務調査は、感染防止策に最大限の注意を払いながら、調査効率をあげる工夫をしつつ粛々と行われているようです。